

事務連絡

令和3年5月19日

各単位会長様

日本行政書士会連合会

### 中小企業庁からの依頼事項について

各単位会におかれましては、平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた事業者等の支援に関し、ご理解、ご協力をいただき、あらためて心より感謝申し上げます。

今般、中小企業庁より下記のとおり連絡がありましたので取り急ぎご連絡いたします。

概要としては以下のとおりですので、下記<中小企業庁からのメール>と併せてご確認の上、会員への周知対応をよろしくお願い申し上げます。

#### (1) 「一時支援金」の書類の提出期限延長の案内

- ・①申請 ID を発番してアカウントを発行、かつ②書類の提出期限延長の申込を行った場合は、書類の提出期限を当初の期限である5月31日から2週間程度延長すること。

⇒ 「書類の提出期限延長リーフレット」(<中小企業庁からのメール>参照)の会員への周知と、「給付要件を満たせば、業種や地域を問わず対象となり得る」旨のあらためての周知の要請を受けました。

会員への周知対応をよろしくお願い申し上げます。

#### (2) 「月次支援金」の申請サポートの協力依頼

⇒ 6月中下旬より受付開始予定の「月次支援金」(2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けて、売上が50%以上減少した事業者が対象になる支援金。詳細は<中小企業庁からのメール>参照)の申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等に関する協力依頼がありました。

会員への周知対応をよろしくお願い申し上げます。

## 記

<中小企業庁からのメール>

登録確認機関関係団体 ご担当者様

平素よりお世話になっております。

中小法人・個人事業者等への支援に当たっては、いつもご協力を賜り、改めて御礼申し上げます。

下記の件についてご連絡差し上げました。

- 
1. 一時支援金の書類の提出期限延長に関する御案内（2021年1月に発令された緊急事態宣言の影響を受けた方向け）
  2. 月次支援金の申請サポートの御協力依頼（2021年の4月以降に実施される緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響を受けた方向け）
- 

- 
1. 一時支援金の書類の提出期限延長に関する御案内
- 

### ■一時支援金の概要について

当庁では、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、「一時支援金」を給付することとしています。

<https://ichijishienkin.go.jp/assets/files/leaflet.pdf>

- ・ 給付対象…以下①と②を満たす事業者

① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

② 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少

※給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得る。

- ・ 給付額…中小法人等：上限60万円、個人事業者等：上限30万円

- ・ 申請期間…2021年5月31日（月）まで

現時点で、申請件数は約 27 万件、給付件数は約 18 万件となり、2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言でお困りの事業者の皆様の支援に繋がっているところです。

#### ■書類の提出期限延長について

必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある方については、2021 年 5 月 31 日（月）までに、①申請 ID を発番してアカウントを発行、かつ②書類の提出期限延長の申込を行った場合は、書類の提出期限を 2 週間程度延長致します。ただし、申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは、提出期限の数日前までです。

（※書類の提出期限及び事前確認期限の具体的な期日につきましては、決まり次第、改めてお知らせいたします。）

#### ○書類の提出期限延長リーフレット

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/pdf/leaflet.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/leaflet.pdf)

アカウントの発行や書類の提出期限延長の申込は以下のホームページから行うことができます。

（※書類の提出期限延長の申込については、2021 年 5 月 25 日から可能となります。しばしお待ち下さい。）

<https://ichijishienkin.go.jp/>

なお、本件のご案内に関しましては、19 日に別途各登録確認機関に事務局よりご連絡いたします。

#### ■貴団体へのお願い

貴団体の会員等の皆様に上記 URL のリーフレットをお配りいただき、書類の提出期限の延長について御案内いただけますと幸いです。

なお、申請希望者から、「緊急事態宣言が発令されていない地域で事業を行っている場合は対象とならないのか。」といった問合せがあった際には、給付要件を満たせば、業種や地域を問わず対象となり得ますので、貴団体の支部等にも、その旨を改めて御案内いただけますと幸いです。

本内容は対外公表も行っておりますが、御認識いただいていない団体等もございましたので、改めて、周知させていただきたい次第です。

別添リーフレットにも業種や地域を問わず対象となり得ることを記載しておりますので、ご活用ください。

-----  
2. 月次支援金の申請サポートの御協力依頼  
-----

■月次支援金の概要について

2021年1月に発令された緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の発生は継続しており、新たに緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されました。

こうした状況を踏まえて、当庁としては、「一時支援金」の一環として、2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けて、50%以上減少した事業者を対象に、「月次支援金」を給付することにいたしました。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

(経済産業省ホームページ)

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/pdf/leaflet.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/pdf/leaflet.pdf)

(リーフレット)

・給付対象…以下①と②を満たす事業者

① 緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること

② 2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少

※給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得る。

・給付額…中小法人等：上限20万円、個人事業者等：上限10万円

・申請受付開始…2021年6月中下旬

■申請サポートの御協力依頼

月次支援金の申請に当たっても、できるだけ早期に給付ができるよう、電子申請としております。

当庁では、全国に申請サポートの拠点を設置するべく準備を進めております。

加えて、様々な業界団体にも、申請を希望する事業者の申請サポートの実施について依頼を出しているところです。

貴団体におかれましても、月次支援金の申請を希望する会員等から申請サポートの依頼があった場合は、一時支援金に引き続き、可能な限り、申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等にご協力いただけますと幸いです。

申請サポート会場を各都道府県に設置する予定ですが、申請者によっては同申請サポート会場に来場することが難しい方も想定されますので、多くの事業者の皆様が受給できるよう、可能な限り申請サポートに御協力いただけますと幸いです。

以上